

常陸太田市子育て支援施設
及び山吹運動公園親水広場
指定管理者募集要項

令和7年8月

常陸太田市保健福祉部福祉事務所子ども福祉課

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の名称等	1
3	指定管理者が行う主な業務の内容	1
4	申請者の資格要件	1
5	スケジュール	2
6	申請の手続き	2
7	問合せ先及び申請書類等の提出先	3

常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場 指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集について

常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場（以下「子育て支援施設等」という。）の指定管理者については、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年常陸太田市条例第13号）等に定めるもののほか、本募集要項の定めるところにより、募集を行うものである。

2 施設の名称等

- (1) 名 称 常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場
- (2) 所 在 地 茨城県常陸太田市新宿町1番地

※施設の概要は、別添常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）を参照すること。

3 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 子育て支援施設等の設置目的を達成するために必要な業務
- (3) その他必要な業務

※指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、別添業務仕様書を参照すること。

4 申請者の資格要件

申請者は、以下の資格を全て満たした法人その他の団体（以下「団体等」という。）とし、個人で申請することはできないものとする。なお、共同企業体で申請する場合には、構成団体の全てが以下の資格を満たしている必要があるものとする。

- (1) 事務所等が茨城県内に所在すること。なお、共同企業体による申請の場合は、構成する団体のいずれか一つの団体の事務所等が本市又は本市隣接市町村に所在すること。
- (2) 子育て支援事業を行っている者（今後事業実施予定者を含む）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 常陸太田市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っていない者
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行わない者
- (8) 共同企業体が申請する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ①共同企業体の適当な名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。
 - ②当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請していないこと。

5 スケジュール

申請及び指定管理者の指定までのスケジュールは、以下のとおり。

内 容	時 期
1 本募集要項の配布期間	令和7年8月29日（金）～9月24日（水）
2 質問の受付期間	令和7年8月29日（金）～9月10日（水）
3 現地説明会	令和7年9月 8日（月）午後2時～午後4時
4 質問に対する回答期間	令和7年8月29日（金）～9月24日（水）
5 申請書等の受付期間	令和7年8月29日（金）～9月24日（水）
6 審査及び指定管理予定者の選定	令和7年10月～11月
7 指定管理者の指定	令和7年12月市議会定例会
8 協定書の締結	指定管理者の指定後速やかに

※以上のスケジュールについて、土日祝日は受付等を行わないものとする。

6 申請の手続き

(1) 質問の受付及び回答

- ①本募集要項の内容等に関する質問を受け付ける。
- ②募集に関する質問は、「質問書（様式16）」により行うこと。
- ③質問書の提出方法は郵送又は電子メールとする。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 現地説明会の開催

本募集要項に関する説明及び現地の状況等について説明会を実施する。申請を予定している団体等は、可能な限り出席すること。

- ①日 時：令和7年9月8日（月）

※開催時間を変更する場合は、事前に連絡をする。

- ②場 所：常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場（じょうづるはうす）
（常陸太田市新宿町1番地）

- ③参加予約：令和7年9月5日（金）正午までに「現地説明会参加申込書（様式15）」を問合せ先まで提出すること。提出方法は、電子メールとし、メール送信後、送信確認の電話連絡を必ず行うとする。

(3) 申請に当たっての提出書類等

①提出書類

提出部数は、2部（正本（※電子媒体）1部、副本（※紙）1部）。

- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 団体の概要（様式2）
- ウ 主要業務実績（様式3）
- エ 事業計画書等一式（様式4～13）
- オ 定款、規約その他これに代わる書類
- カ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（申請日前3か月以内に交付されたもの）

- キ 「貸借対照表及び損益計算書」又は「収支予算書及び収支決算書」（直近の3年分）
- ク 国税・都道府県税・市町村税に未納がないことを証する納税証明書
- ケ その他市が必要とする書類

②共同企業体での申請の場合

上記①アからケまでのほか、共同企業体内における各団体の役割、責任分担に関する事項（任意様式）を添付すること。また、構成団体ごとにオからケまでの書類を添付すること。

③留意事項

- ア 追加資料の提出を市から依頼することがある。
- イ 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格となる。
- ウ 提出された書類については、提出後に変更することはできないものとする。
- エ 提出された書類は返却しないものとする。
- オ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式17）を提出すること。
- カ 申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。
- キ 申請者は、当該申請について選定委員（※業務仕様書参照）との接触を禁止する。選定委員との接触の事実が認められた場合は、失格とする。
- ク 選定結果は市ホームページで公開する。また、申請書類等は、常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）の対象となることを承知の上、申請すること。

④受付方法

提出時に提出書類の確認と簡易な聞き取りを行うので、団体の代表者又はその代理者が子ども福祉課へ持参すること。

⑤その他

「審査及び指定管理予定者の選定」以降の手続きは、別添業務仕様書を参照すること。

7 問合せ先及び申請書類等の提出先

常陸太田市保健福祉部福祉事務所子ども福祉課

〒313-8611 常陸太田市金井町3690番地

電話：0294-72-3111（内線174） FAX：0294-72-5150